



5月1日～31日

宅地防災月間

5月は「宅地防災月間」です。

宅地災害は、いったん起こると家屋や家財、ときには尊い人命にかかわることにもなりかねません。造成中の急斜面、無理な積み方をした石垣、風化の著しい崖面などは、長雨、大雨などにより思わぬ災害を引き起こすことがあります。

「宅地防災月間」は、大雨が予想される梅雨期を前に、宅地造成工事などによって起こる崖崩れや土砂の流出による災害発生を未然に防ぎ、宅地災害をなくそうという目的で実施しています。

府では、この期間中に府内市町村や消防、警察など宅地防災に関係する機関と協力して、次のような事業を実施します。

●防災パトロール

パトロール隊を編成し、宅地造成地や土砂採取地などにおける造成地の防災工事の安全性などについて点検、指導をします。

●宅地防災技術研修会

宅地防災知識の啓発、普及を図るため5月下旬に宅地造成事業者、設計者などを対象に宅地防災に関する技術研修会を開催します。詳しくは府建築指導室ホームページをご覧ください。

【家庭でも宅地災害を未然に防ぐ点検をお願いします】

自宅の周辺を点検し、必要なときは早急に適切な処置をしましょう。

- 石垣、擁壁などに亀裂などは入っていないか、また割れ目から地下水がしみ出していないか
- 石垣、擁壁などの水抜き穴からうまく水が流れ出ているか
- 地盤は沈下していないか
- 排水のための溝に泥などがつまっていないか

詳しくは府建築指導室発行の「石積み・ブロック積みよう壁の自己診断マニュアル」をご覧ください。マニュアルは府建築指導室ホームページでも確認できます。

相談・問合せ

- 都市計画課（りんくうタウン駅ビル東棟2階 ☎447・8124）
- 府審査指導課（☎06・6210・9722）

5月1日～7日は憲法週間

5月3日の「憲法記念日」は、第二次世界大戦終結後の昭和22年5月3日に、今の「日本国憲法」が施行されたことを記念して定められました。

憲法は、国家の権力の濫用を防ぎ、国民の権利や自由を守るためのものです。憲法第11条には「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と明記されています。すべての人が人間として自由に幸福に生きていくために憲法があるのです。

わたしたちの暮らしに深くかかわっている憲法について、この機会に考えてみましょう。

5月14日～20日  
ギャンブル等  
依存症問題啓発週間

依存症問題啓発週間

あなた自身やあなたの周りの人で、ギャンブルなどをやめたくてもやめられないと悩んでいる人はいませんか。

本人や家族だけで抱え込ま

ず、まずは相談してください。

府では、ギャンブル等依存症問題啓発週間に合わせて、依存症の正しい知識の普及と理解を深めるための取組を行います。

詳しくは、大阪依存症包括支援拠点のホームページをご覧ください。

相談窓口

- 大阪府こころの健康総合センター（☎06・6691・2818 平日午前9時～午後5時45分、第2・4土曜日 午前9時～午後5時30分）
- おおさか依存症土曜ホットライン

イン（☎0570・061・999）土・日曜日 午後1時～5時

●泉佐野保健所（☎462・4600）平日午前9時～午後5時45分  
問合せ 府地域保健課（☎06・6944・7524）



▲ホームページ QRコード



かんくうNEWS

問合せ 関西国際空港案内（☎455-2500）  
ホームページ <https://www.kansai-airport.or.jp/>

■関西国際空港で8人の人気マンガ家による作品を展示

文化庁による日本文化の魅力を発信するプロジェクト「CULTURE GATE to JAPAN」のひとつとして、関西国際空港では令和4年5月末まで関西周辺をテーマにしたアート展示を行っています。本展示では、「LIFE」をテーマに、日本の歴史の中でも古くから政治・商業・文化が栄え、今でも各地に史跡や伝統が残っている関西周辺のエリアを、「巡礼の道（紀伊半島）」、「職人の道（播磨）」、「水の道（琵琶湖・北陸）」、「岬の道（山陰海岸）」、「神話の道（伊勢・奈良）」、「海の道（淡路島・徳島）」、「実りの道（丹波）」、「工芸の道（福井・琵琶湖東岸・三重）」からなる8つの道として捉え直し、8人の人気マンガ家（五十嵐大介さん、漆原友紀さん、雁須磨子さん、里中満智子さん、せきね ゆきさん、安彦良和さん、山田芳裕さん、横山裕一さん（50音順））がそれぞれのエリアの自然と文化、人々の暮らしを描きました。各作品は、関西国際空港第1ターミナルビル2階に展示しています。空港をご利用の際は、ぜひご覧ください。



## 空家等除却工事補助事業

地域の安全・安心かつ良好なまちなみの形成に資することを目的として、まちなみの形成を阻害している空家住宅の除却工事費用の一部を補助します。

※補助金の交付決定前に行われた除却工事は対象外

### 【補助対象住宅】

1年以上使用の実態がない住宅（賃貸は除く）で、泉佐野市木造住宅除却工事補助金交付制度の対象とならない建築物

### 【補助対象者】

● 補助対象住宅を所有する個人  
● 市税について滞納がない者

### 【補助内容】

● 住宅除却工事費の一部で最大65万円の補助金を交付します。（除却工事費用が65万円未満の場合はその額。千円未満の端数は切り捨て）

**問合先** 都市計画課

（りんくうタウン駅ビル東棟2階 ☎447・8124）



## 住宅リフォーム助成事業

定住促進および地域経済の活性化を目的として、個人が市内の施工業者を利用して行う住宅リフォーム工事に要する経費に対して助成します。

※助成金の交付申請前に行われたリフォーム工事は対象外

### 内容

● 補助の対象となる住宅リフォーム工事に要した費用の10%（最大10万円。千円未満の端数は切り捨て）

● 対象住宅および対象者については1回限り

**対象者** 市税の滞納が無く、住宅リフォーム工事にについて市内の施工業者を利用する人

※市内の施工業者とは、市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人事業者を言います。

法人の場合は法人番号、個人事業者の場合は印鑑証明書住所で確認します。

また、建設業許可が必要となる工事については、建設業許可番号を確認します。

## 対象住宅

次のいずれかに該当する住宅（賃貸住宅は除く）

※店舗・事務所などの併用住宅は対象者の居住部分に限り、共同住宅は対象者の居住専用部分に限る。

● 申請日において、10年以上居住している住宅

● 市内で築5年以上で、建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証が交付されたものであって、補助金の交付を受けようとする者が居住またはこれから居住しようとする住宅  
※外構工事や電気設備などの購入は対象外。詳しくはホームページをご覧ください。

**問合先** 都市計画課

（りんくうタウン駅ビル東棟2階 ☎447・8124）



## 耐震診断費用・耐震改修工事の一部を補助します

泉佐野市では地震に備えた住宅の耐震化へ、工事費などの一部を補助します。

※事業開始は国および府の補助額確定後

補助金	対象	金額
耐震診断	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（長屋、併用住宅および共同住宅を含み、現に居住しているもの）で、耐震診断技術者により耐震診断を実施するもの	耐震診断に要した費用(1,100円/㎡を限度とする)の11分の10で、1戸当たり5万円限度
耐震設計・改修	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築され耐震診断の結果、耐震性が不足している木造住宅（長屋、併用住宅および共同住宅を含み、現に居住しているか、改修後、住もうとするもの。賃貸住宅は除く）で、耐震設計を行った後、改修することにより耐震性が確保されること。耐震設計・改修は一体で行うことが条件。	詳細はホームページに掲載
住宅改造	耐震改修補助による耐震改修工事と同時に同一棟で実施する住宅リフォーム工事	詳細はホームページに掲載
住宅除却	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築され、耐震性が不足していると判定された木造住宅（長屋、併用住宅および共同住宅を含み、現に居住しているもの。賃貸住宅は除く）。または、住宅改良法に規定のある不良住宅であること	1戸（長屋、共同住宅は1棟）当たり80万円限度で、限度額未満の場合はその額

**問合先** 都市計画課（りんくうタウン駅ビル東棟2階 ☎447-8124）

※それぞれの受給には、条件がありますので事前に問い合わせください。補助件数は、予算の範囲内となります。

### 住宅総合助成事業

#### 対象

次のいずれかに該当し、地元自治会に加入する人  
 ●市内で自ら居住する住宅を建替える人や新築住宅を購入し居住する人

●「(※) 泉佐野市空き家バンク」に登録された中古住宅を購入、または賃貸し、居住する人  
 ※売買契約日(請負契約日)から2年を過ぎたものは対象外

**内容** 泉佐野ポイントカード「さのぽ」に地域ポイントで25万ポイント付与(空き家バンクを賃借し、居住する人は10万ポイント付与)

※連携金融機関において住宅ローンの金利引き下げ制度あり  
**問合せ** 都市計画課

(りんくうタウン駅ビル東棟2階) 447・8124

#### (※) 泉佐野市空き家バンク登録条件

- 戸建住宅であること
- 建築基準法の規定による確認済証のあるもの
- 仲介業者との媒介契約(売買・賃貸借)が締結されているもの
- ※「専属専任媒介」・「専任媒介」に限る

### 泉佐野市での新婚さんの新生活を応援します!

令和3年3月以降に入籍し、市内に住民票がある夫婦の新居の住居費・引越し費用を対象に補助(上限あり)があります。申請には条件がありますので、詳しくは問い合わせてください。なお件数には限りがあります。

**問合せ先** 子育て支援課

### 檀波羅公園墓地(区画墓地)使用のみなさんへ

檀波羅公園墓地(区画墓地)の使用にあたり、次の事項が生じた時は手続きが必要です。  
 ●使用者が亡くなったとき  
 ●使用者の住所、氏名などを変更したとき  
 ●使用許可証を紛失したとき  
 ●お墓に焼骨を埋蔵するとき  
 ●墓地を市へ返還するとき

**問合せ先** 環境衛生課

※詳しくは問い合わせてください。

### 考えてみませんか 「地域猫」活動

飼い主のいない猫をめぐっては、「猫の被害で困っている」また一方で「猫を助きたい」といった声が寄せられています。この問題に対する一つの方法として「地域猫」という考え方があります。

まず猫の数を増やさないためのTNR(Trap...かまえる、Return...避妊去勢をする、Release...元の場所に戻す)を実施し、周辺に住んでいるみなさんの理解を得たうえで、餌やりやトイレの始末など一定のルールのもと、「地域の猫」として一代限りの命を全うさせることで、飼い主のいない猫に関する苦情や、殺処分への減少に寄与することができるといいます。

市では、公益財団法人どうぶつ基金が推進する「TNR先行型地域猫活動(さくら猫TNR)」に賛同し、市域で地域猫活動を行うボランティア団体、町会、自治会などを対象に、どうぶつ基金による不妊去勢手術の費用負担が受けられるよう、手続きを行っています。

猫が好き、猫が嫌い、猫を排除したくないが被害を受けて

困っているなど、様々な考えがあります。一度、みなさんの地域でもこうした取組について考えてみませんか。

**問合せ先** 環境衛生課

### 水難事故防止および農業用水止水板の取扱いについてのお問い合わせ

各地でため池や水路への転落による水難事故が多く発生しています。また、各地で田植えの時期を迎え、ため池から農業用水路などを經由し、農地へ水入れを行っています。一部の農地にて止水板(田んぼに水を溜めるための板)が抜かれるなどの報告も受けています。

市でも、農業用水路やため池の巡回を行っています。市民のみなさんも、水路やため池付近で遊ばないようにしてください。また、立ち入りを禁止する看板やフェンスがある場所には近づかないようにご協力をお願いします。

**問合せ先** 農林水産課

### 就学相談全体会

小・中学校への就学に際し、子どもことで不安を持つている保護者を対象に、就学相談についての説明を行います。

**日時** 6月11日(金)

●小学校：午後2時～3時

●中学校：午後3時30分～4時30分

**場所** エブノ泉の森レセプションホール

**内容** 支援学級・支援学校・個別の就学相談の流れなど

**対象** 令和4年度に小・中学校へ入学する年齢の児童の就学について相談を希望する保護者

**問合せ先** 学校教育課

※申込不要



広報4月号33ページ「手話奉仕員・点訳奉仕員養成講座」の記事中、「点訳奉仕員」の開催日に間違いがありました。左記のとおり訂正します。

(誤) 5月10日～来月10月4日の毎週月曜日(祝日除く)

(正) 5月10日～10月4日の毎週月曜日(祝日除く)

### 後任の副市長に

#### 真瀬三智広氏

泉佐野市議会3月定例会で議会の同意を受けて、3月19日付で副市長を退任した上野正一氏の後任として真瀬三智広氏（63歳）が4月1日付で副市長に就任しました。

真瀬副市長は、昭和58年に本市職員となり、政策監（兼）都市整備部長、上下水道事業管理者（特別職）などを歴任しました。

※任期は4年間

問合先 秘書課



### 救急に関する講習会

当消防組合では、左記の講習会を実施しています。

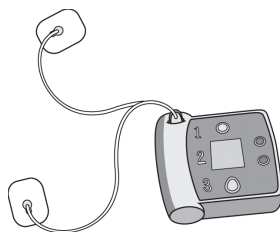
#### ●上級救命講習（年5回）

普通救命講習で学ぶ内容に加えて、骨折、外傷、やけどなどに対する応急手当や搬送法を学ぶ講習です。修了後、修了証が交付されます。

#### ●応急手当普及員講習（年2回）

所属する事業所の従業員の人や地域の人などに対して、「AEDの使い方」を含む心肺蘇生法を指導していただく指導者育成のための講習です。

※修了後、認定証が交付されます。



#### ●応急手当普及員再講習（不定期）

応急手当普及員の認定は、資格取得から3年で失効します。応急手当普及員再講習を受講することによって、さらに3年間有効となります。

※修了後、認定証が交付されます。

申込・問合先 泉州南広域消防

本部警防部警備課（☎469・

0119 音声ガイダンスが流

れますので④番「警備課」を押

してください。

※詳しくは当消防組合ホームペ

ージ（<https://senshu-minam>

<https://senshu-minam>）をご覧ください。

### 放火されない街づくりを

泉州南消防組合管内における令和2年中の火災総件数は46件（前年比8件減）で、このうち放火件数は0件（前年比3件減）でした。これは住民のみなさんが放火防止対策を徹底的に実行された結果です。これからも「自分たちの街は、自分たちが守る。」を合言葉に、放火防止対策を実行し、放火火災ゼロが継続できるようご協力をお願いします。

#### 「放火防止のポイント」

- 家の周りに燃えやすいものを置かない
- 門や通用口、物置、車庫などのドアは施錠する
- 外灯などを設置し、夜間も家の周りや駐車場を明るくする
- 郵便受けの新聞やチラシは必ず屋内に取り込む
- ゴミは指定収集日の朝に出す

問合先 泉州南広域消防本部

警防部予防課（☎469・08

86）



### ～市場東の住居表示を予定しています～ わかりやすい街づくり

市では住居や事業所などの所在地をわかりやすくするために住居表示の整備事業をおこなっています。

市場町は、昭和62年2月2日に市場西、市場南一丁目の住居表示を実施しています。

近年「市場東地区」の市街化が進み住居や事業所が増えてきたことから、市場東一丁目、市場東二丁目、および市場東三丁目の住居表示を実施する予定ですので、あらかじめお知らせします。

問合先 市民課

※住居表示実施の具体的な内容が決まり次第、広報いずみさのや市ホームページなどでお知らせします。



### 防災行政無線放送が聞こえなかったら？

災害情報は、防災行政無線の屋外スピーカーからの放送以外に、次の方法で確認できます。

- ①自動電話案内サービス…（☎479-3710）に電話をかけ、放送内容を聞く
  - ②ホームページ…市役所のホームページのトップページ左上のバナー「防災行政無線放送」をクリック
  - ③登録制メール…
    - 事前にメールアドレスを登録し、災害情報のメールを受け取る
    - 右のQRコードを読み取りからメールを送って登録
 ※返信が無い場合は（izumisano-city@raidan2.ktaiwork.jp）からのメールを受け取れるように設定してください。
  - ④ツイッター…泉佐野市防災情報（公式）Twitter（@Izumisano\_Bosai）を確認する。
  - ⑤J:COM防災情報サービス…J:COMと契約し、防災情報サービス用端末で放送を聞く
  - ⑥FAX…FAXで災害情報を受け取る。（要申込）
- 問合先 危機管理課



QRコード